

中山間地域等直接支払制度

令和5年度 実施状況について 第5期対策(R2年度～R6年度)

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域内にある農地に傾斜地が多く、平地と比較し農業生産条件が不利な地域において、交付金の支援を受けられる制度です。交付金を受けるには、こうした地域の集落等が維持・管理していく協定を作り、5年以上農業を継続してくれる方々に対して交付金が支払われます。支払われた交付金は、共同活動で行う農業生産活動などに使用されます。

(1)協定の概要

協定数：1協定 協定参加者：農業者25人、非農業者：7人、農事組合法人：1組織

(2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額

区分	面積(㎡)				交付額(円)
	急傾斜	緩傾斜	特認地域	合計	
田	-	63,524	-	63,524	406,553
畑	-	-	-	0	0
草地	-	-	-	0	0
合計	0	0	0	0	406,553

(3) 集落協定数、個別協定数及び各集落等への交付額

ア.集落協定

組織区 (地区)	種別		対象 面積 (㎡)	交付 単価 (円)	交付額 (円)	農業生産活動として取り組むべき事項					
						農業生産活動等			多面的機能増進活動		
	耕作放棄の防止活動					水路・農道等の管理	周辺林地 下草刈り	景観 作物	魚類・昆虫類の保護		
										農地法 面管理	防虫対策 保全管理
地目	傾斜										
三交農地等保全管理組合 (長南、坂本地区)	田	緩傾斜	63,524	6.4	406,553	○	○		○	○	
			63,524		406,553						

イ.個別協定

無し

(4) 農業生産活動等の実施状況

- ・協定農用地内に以上がないか点検を実施している。また、協定に含めない耕作放棄地について、防虫対策等の保全管理を実施している。
- ・水路、農道の草刈及び水路の泥上げなど共同活動で実施している。
- ・多面的機能を増進する活動とし、周辺林地の下草刈も共同活動で実施している。